

教 生 学 第 1 2 7 号
令和4年(2022年)5月12日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

道内のヤングケアラー支援における参考事例集について(通知)

このことについて、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援担当課長から、別添写しのとおり送付がありましたので、通知します。

つきましては、各学校において、教職員に周知するとともに、校内研修等で活用し、ヤングケアラーの早期発見や支援の事例として参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、次のWebページにて、教職員の理解を深めることができるよう、校内研修等で活用できる資料のほか、児童生徒が利用できる相談窓口を掲載しておりますので、学校便り等で周知いただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

[道教委Webページ]

○ ヤングケアラーについて

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>



(企画・調整係)

ヤングケアラー支援 参考事例集

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

令和4年 4月

1 参考事例

1 ヤングケアラー本人

中学3年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○祖父（70代）、本人の2人世帯

○母親は、本人が小学6年生の時に脳梗塞になり車椅子生活、その後令和2年11月に再入院、令和3年10月に死去となった。

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○祖父は脚が不自由であり、10センチ以上の段差の上り下りもスムーズにできない。

○祖父は飲酒量が多く、食事をあまり取っていない。また、病院の受診もしていなく健康状況が心配。

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○夕食は祖父が作るが、その他の炊事、洗濯、掃除、買い物、除雪などは本人が行っている。

○叔母が母親代わりに協力しているが、祖父との関係性が悪く十分な支援ができていない。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○本人との教育相談	○祖父の言うことが絶対 ○家に帰りたいがらない ○手作り料理が食べたい希望有 ○祖父と叔母の仲が悪い

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○家事の全般を担っている ○祖父の代わりに何でもする ○健康に不安のある祖父をケアしている	○叔母が時々家事や食事の支援 ○祖父が高齢者支援員等の支援を断っている	○家事など全てできるためヤングケアラーと認識していない ○担任や友人にも隠すことなく家庭の状況を話している

6 実際の支援内容

○教育委員会青少年課の主催による、関係機関を集めたケース会議の開催と支援体制の確立。

○包括支援センター等が訪問を繰り返し、祖父への支援や介護保険などの支援を考えるようにさせる。

○叔母と包括支援センターが連携し、祖父の健康状況などを確認・通院の声かけを行う。

○受験などの学校に関することは、叔母に確認や支援をお願いする。

○担任や学年教員が、本人の様子を注意深く見守り、随時教育相談を実施する。

○本人が放課後に、学習したり友人と話したりする時間を持てるように柔軟に対応する。

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○子ども支援として、「養育支援ヘルパー」をいれることによる負担軽減。（市子ども家庭課）

○中学校卒業後の家庭支援等について、子ども家庭課などの機関からの情報提供と具体的支援。（市）

2 参考事例

1 ヤングケアラー本人

中学1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

- 母親、本人、長男（小学4年特別支援学級在籍）の3人世帯（父親は死別）
- 母親は父親の死後、精神的疾患を発症し精神科に定期通院
- 本人、長男とも児童精神科に定期通院

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

- 母親 自律神経失調症、不安障害、精神的に不安定な状況が続き、ほぼ昼夜逆転の状況

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

- 母親の状態により、食事の用意等を長女が行うことが度々ある。
- 母親は一人で外出することが困難で、本人が付き添うことが度々ある。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○市子ども相談課、市福祉課、市教委、民生委員、放課後デイサービス、学校関係者等のケース会議での確認	○長男、本人の不登校傾向、遅刻の増加、身なり、アトピー性皮膚炎の悪化によるネグレクトの疑いからのケース会議の開催	○母親の病状等の共通理解がなされていなかった。 ○当該家庭へ福祉等による支援体制が確立されていなかった。 ○当該児童、生徒の生活実態及び状況把握も不十分であった。

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○本人が母親の状態を心配し不登校傾向になっている。 ○長男の登校に長女が付き添うことがある。	○食事等はしていることからネグレクトの認定は困難。 ○母親との関係作りを市子ども課、福祉課、民生委員が担当 ○長男、本人の登校支援、カウンセリング等は学校が担当	○長男、本人とも母親を嫌っているわけではなく、大きな問題として認識していない。 ○本人は家の中が汚れていることや母親が部屋から出てこないことを心配している。

6 実際の支援内容

- 学校
 - ・SCとの連携により、当該生徒の定期的なカウンセリングを実施
 - ・学年スタッフを中心とした登校支援
- 市子ども相談課
 - ・定期的な家庭訪問
 - ・母親及び子どもの病院受診時の付き添い
 - ・来校し子どもからの家庭内の状況の聞き取り

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

- 母親の診断名では市福祉課の介入が不可とのことから、幅広い支援体制の確立が必要
- ネグレクトの認定により子どもの保護、安全確保。母親への入院勧奨等による治療。

3 参考事例

1 ヤングケアラー本人

中学2年生男子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○本人、母親、内縁の夫 3人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○母親が内縁の夫から家庭内暴力を受けており、精神的に不安定な状態である

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○母親に対する寄り添い

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○市の子ども支援課からの連絡に基づく本人への聞き取り。	○戸籍上では保護者に当たらない内縁の夫が関与していること。 ○本人の欠席が多い。

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○母親の精神状態が不安定である。 ○本人が家事全般を担う。 ○複雑な家族構成である。	○ほぼ終日、母親をサポートしている状態である。 ○福祉サービスについては利用していない。	○ヤングケアラーであることを認識しているかは不明。 ○相談できる相手はいない。

6 実際の支援内容

- 市の子ども支援課と連携し、児童相談所に連絡して、一時保護をしてもらった。
- 児童相談所が母親および内縁の夫、さらには内縁の夫の母と面談して今後の方針について協議した。
- 児童相談所と母親との相談により、母親と当該生徒が内縁の夫との縁を切り、内々に転居することとしたため、当該生徒の転校に係る準備等を児童相談所と学校とで連絡を取り合って進めた。
- 転居後、新たに籍を置くことになる学校ではなく、本校での修学旅行に参加したいという当該生徒の意志及び母親の思いから、修学旅行に合わせ、来校する日程調整、旅行参加にともなう事前指導を実施した。
- 当該生徒が引っ越し、転校後に児童相談所間および学校間での引継ぎを行った。

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

特に記載なし

4 参考事例

1 ヤングケアラー本人

高校3年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○母親、本人、次男（弟 高校1年生）、次女（中学2年）の4人世帯

※市内で就職し別居している兄がいる。

○本人が本校の生徒 明朗快活な性格であり、学校では家庭の事情を自ら話すことはなかった。

○小学生のころ母親から離され児童養護施設で兄弟ともに生活していた。母親の元に戻る際にも、入所以前の経緯もあり、本人はすぐには同意しなかったことが、母娘との軋轢を生んだ。母親には持病もあり、家庭のことや弟妹の面倒を本人が見なければならぬ状況であり、本人にかかる負担が大きかった。

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○母親 当時は、飲食店アルバイト（精神疾患を持ち長続きしない） ※生活保護世帯

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○本人が家事をしている状態

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○保健相談部長（1年次担任）	○メールで相談（SOS）を受け発覚 ○以前から欠席が多かったため心配していた生徒。	○母親が発熱し、寝たきりになっている。既に1週間以上経過している。 ○コロナウィルス感染疑い。

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○コロナに関する相談センターに電話をしても取り合ってくれない。※本人の談 ○頼る大人がおらず、どうしていいかわからなかったため、先生にメールで相談するしかなかった。	○本人へ連絡し事情を聞いた。 ○相談センターへ連絡し、事情を説明したが、保健所に相談するよう勧められた。 ○その後、保健所へ連絡し、対応できないか相談する。 ○車で自宅へ行き、母親を対応できる病院へ搬送し、検査を受けることが出来るようにしてくれた。	○子どもであるためか、電話をしても相談を受け付ける内容ではないと言われた。 ○先生に相談してよかった。学校には心から感謝している。 ○家事をすることは、年齢や立場を考えても仕方がないことと認識している。

6 実際の支援内容

○その後も、家事をするため学校は休みがちであったが、特別な支援を要する生徒として認定し、サポート対象として支援することとした。

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○本人の認識にもある通り、家庭の状況と年齢、また本人の性格を考えた場合、置かれている環境を変えるのではなく、学校が両立できる環境を作ることが必要であると判断した。現在は、専門学校に進学し、アルバイトをしながら一人暮らしをし、外側から弟妹の支援をしている。卒業した現在でも、学校に近況の報告をしてくれている。

5 参考事例

1 ヤングケアラー本人

高校1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○本人、父 2人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○父 頸椎損傷による上下肢麻痺、膀胱瘻、人工肛門によるストーマ装着。日常的にベッド上の生活。車いすへの移乗に見守り等の介助が必要な状態

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○父のストーマ交換（排泄物がたまったらトイレに捨てる）、衣類の交換の介助（汚れた時のみ）、家事全般（食器洗い、片づけ等）、見守り（夜間は父親の近くで寝ている）

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任 右に記載のノート（1枚）を発見し、教頭に相談	○教室内で「死にたい」など自暴自棄な言葉をノート（1枚）に殴り書きしている様子を発見	○本人がヤングケアラーであるかもしれないという推察の弱さ ○入学当初の欠席や遅刻の原因分析の不足

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○父が下半身不随（車椅子） ○同居家族は当該生徒のみ ○町内在住である親族と、父及び当該生徒との関係性 ○月曜日に遅刻をすること	○平日は1日4～5時間 ○福祉サービス利用状況 ・身体介護（清拭、洗髪、シャワー浴、便破棄等）週4回 ・家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物等）週2回 ・訪問看護（リハビリ等）週4回	○当初、父の世話をするのは当たり前（仕方ない）という捉え方。 ○時間がたつ中で、辛さを表出し高校卒業後は自宅を離れ生活したいという意思が芽生えている。 ○外部にも相談できる相手（SC・町保健師）がいる。

6 実際の支援内容

○本人による、「世話をする上での大変なことリスト」の記入（負担感の大きさを自他共に理解しやすいためのもの）

○学校が上記に基づいて町の保健福祉課に連絡し、要対協開催を依頼

○要対協にて、関係者で情報共有及び問題点の整理、工夫・対策事項・役割分担等を明確化する

○父に対して：介護・福祉サービス内容変更の相談、町保健師による定期的な面談

本人に対して：学校（教員）・SC・町保健師による定期的な面談の実施

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○父親、祖母、叔母等への保健師等による面談の継続（家族の協力）

○介護サービスの土日への導入を検討

○父親の自立に向けた支援

6 参考事例

1 ヤングケアラー本人

中学1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○祖母、叔母、本人の3人世帯

3 介護、支援を要する家庭の状況（病名等）

○祖母は視力障害、歩行困難があり、要介護3の認定を受けている

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○本人は叔母と、祖母の介護を行っている。

○叔母が仕事で不在時、本人は1人で祖母の介護を行っている。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○学級担任と長女の面談	○不登校 ○登校しても、本人が祖母の世話があると言って給食前に早退する

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○祖母に視力障害、歩行困難がある ○本人が祖母の食事、入浴の世話をしている	○1日数時間、叔母が不在時は、本人が全て対応 ○福祉サポートとして、通院の支援を受けている	○ヤングケアラーであることを認識していない ○祖母の世話で欠席することを問題視していない

6 実際の支援内容

○本人への支援

- ・学級担任との信頼関係の構築、学級担任による家庭訪問
- ・子ども学習・生活支援事業所による学習支援

○祖母と叔母への支援

- ・保健福祉課の保健師による家庭訪問、福祉サービスの提案
- ・子ども学習・生活支援事業所による家庭訪問

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○全体的な支援に向けたアプローチ

- ・市町村が中心となり、関係機関が連携した体制の構築（市町村、学校、地域包括子ども学習・生活支援事業所で実施）

○叔祖父へのアプローチ

- ・途中から同居した叔祖父へ、祖母の介護協力の要請（市町村を中心に実施）
- ・福祉サービスの積極的利用の提案（市町村、地域包括で実施）

○叔母へのアプローチ

- ・自立的な生活指導と相談体制の構築（市町村、子ども学習・生活支援事業所で実施）

7 参考事例

1 ヤングケアラー本人

高校2年生男子（以下、「次男」という。）、中学2年生女子（以下、「長女」という。）

2 家族構成

○父親（アルバイト）、母親（無職）、長男（成人）、次男、長女の5人世帯

○準要保護家庭

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○母親が精神疾患を患い自宅療養中（通院・投薬治療中）

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○食事の用意や身の回りの家事はそれぞれが自分の事をしている。

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学校	○次男、長女から学校への相談	○父親の暴言、暴力の心配 ○夫婦喧嘩の心配 ○母親の病状の心配 ○経済面の心配

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○母親が精神疾患である ○子ども達が学校で「家事をしている」と話している	○家事はそれぞれが食事の用意や洗濯等をしている ○福祉サービスなどの支援はない	○ヤングケアラーであることを認識していない ○家庭の状況を誰にも話していなかったが、学校へ相談したことにより担任、養護教諭、SCと相談できる相手が増えた

6 実際の支援内容

○長女との信頼関係づくりと継続的な教育相談の実施と見守り（学校、SC、SSW）

○家庭及び母親への継続的な関与（学校、SC、元民生児童委員）

○保護者の困り感を引き出し具体的な支援に繋がるためのアプローチ（学校、SC、教育相談所）

○地区子ども支援ネットワークでの情報共有、情報収集と検討（学校、民生児童委員、各関係機関）

○ケース会議、サポート会議を実施し、校内の支援体制の整備（担任、養護教諭、管理職の役割について）

○全市教育相談スタッフ会議での情報共有、情報収集と検討

○SCによる継続的なカウンセリングの実施

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○福祉サービスの活用

○福祉機関による家計指導の活用

○父親へのアプローチ

・学校が面談を行い、学校が家庭への支援を行うことを理解

○母親へのアプローチ

・学校による家庭訪問、SCによるカウンセリングの実施

8 参考事例

1 ヤングケアラー本人

中学2年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○祖母と本人、長女（就労している）、叔父（途中から家に入り込む）4人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○祖母の要介護、高齢となり体調不良に見舞われ介護が必要な状態となってしまった

○家族の生活力の不足・・・他の家族も祖母を見れないため本人が面倒を見ざるを得ない

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○祖母の介護をしなければならない

○家事全般を担わなければならない

5 発見時の状況等

発見した人	気がついたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○登校しない ○連絡が取れない ○祖母の姿がない	○祖母が寝たきりになっていた ○本人は家のことを日常的に行っていた

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○祖母の不調、倒れてしまった ○本人の怠学もあり ○様々な意欲の喪失 ○家族全体の生活力の不足	○祖母への福祉介入 ○ゴミ屋敷の解消 ○要介護認定を行った	○本人の勉学進学への意欲が不明 ○祖母はもともと本児に対し大学へ進学させたいという強い希望を抱いていたが、自身の不調によりそれどころではなくなってしまった

6 実際の支援内容

○学校管理者に報告

○学校管理者より市社会福祉課に連絡

○介護が必要な祖母への介入

○叔父の出現による協力依頼、そこで一気に解決に向かい進んだようであったが、実はこの叔父も家の中に入り込み居候となってしまった

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○祖母に福祉の介護が入っただけでは本児の負担が軽減し、学習意欲を保持して登校し勉学に向かうことにはならない、不登校は解消しなかった

○本人には家族とは違う大人が介入し、生きてゆくことへの様々なアドバイスが必要と思われる

○ヤングケアラー問題は、小手先だけではなく根本の課題解決が必要である